

学校において予防すべき感染症と出席停止について

広島県立賀茂高等学校長

学校においては、学校保健安全法第19条及び広島県立高等学校学則第27条により、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席を停止させることとなっています。次にあげる感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、家庭でゆっくり休養するとともに、友人等との接触を避けてください。**再登校時に 病院受診の証明となるもの（領収書等）及び「感染症による特別欠席届」に保護者が記入・押印し、担任に提出してください。**

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間】

第1種	エボラ出血熱, クリミア・コンゴ出血熱, 痘そう, 南米出血熱, ペスト, マールブルグ病 ラッサ熱, 急性灰白髄炎, ジフテリア 重症急性呼吸器症候群, 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し, かつ, 解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後, 3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	耳下腺, 顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し, かつ, 全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後, 2日を経過するまで
第3種	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ, 細菌性赤痢, 腸チフス, パラチフス, 腸管出血性大腸菌感染症, 流行性角結膜炎, 急性出血性結膜炎, その他の感染症	感染のおそれがないと認められるまで

キ リ ト リ

感染症による特別欠席届

広島県立賀茂高等学校長 様

生徒氏名	年 氏名
欠席期間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
欠席理由	病名 ()
診断を受けた病院名	

以上のとおり提出します。

令和 年 月 日

保護者氏名

